

平成30年3月8日（木）

日程第19 議案第30号 市道路線の認定について から、日程第22 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（岡 弘悟君）日程第19 議案第30号 市道路線の認定について から、日程第22 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）去る2月22日の本会議において、本委員会に付託された議案第30号 市道路線の認定について、議案第31号 市道路線の廃止について、議案第32号 市道路線の変更について、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月1日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第30号は、民間事業者が宅地造成工事により築造した道路を三石台407号線、三石台408号線としてそれぞれ市道認定するものであり、委員会は先に現地へ赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第31号と議案第32号は、真土西線について、京奈和自動車道の橋本東インターチェンジが設置されたことにより一部通行が不能となったため、これを一旦全線廃止するとともに、一部存続している区間を既存の垂井真土線に追加するよう、垂井真土線を市道変更するものと、花岡池線について、京奈和自

動車道整備事業により南北に分断されたため、その北区間を廃止するものと、長平大林線について、同様に京奈和自動車道整備事業により南北に分断されたため、その北区間を長平大林線から既存の北側道原田長平線に追加するよう、長平大林線と北側道原田長平線を市道変更するものであり、委員会は先に現地へ赴き調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第36号は、橋本市高野口山村体験交流促進センターについて、地元区民で構成されている現在の指定管理者であるふるさと体験村管理組合が、地域の森林資源を最も熟知しており、景観保全やその活用においても、地元の活性化に最もつながれると判断したこと、また当センター建設の経過も踏まえ、引き続き平成30年4月1日から33年3月31日までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、雑収入について、29年度決算では約21万円であるのに対し、30年度収支計画では4万円しか計上されていないのはなぜかとのただしがあり、29年度は県から補助金が交付されたため突出しているが、雑収入は通常ほとんどないとの答弁がありました。

30年度に予定しているイベントのうち、嵯峨谷里めぐりハイキングの29年度参加者は500人程度だったとのことだが、蛍鑑賞会の参加者数は何人かとのただしがあり、毎年、6月第3週あたりで実施しており、約30人の参加があったとの答弁がありました。

イベント計画が29年度より減少しており、利用者数減少も懸念されているが、市としては、今後どのような協力を考えているかとのただしがあり、若い世代の誘客のため、F

M放送などのマスメディアの活用やSNSによるイベント情報の拡散による集客を図りたい。また、嵯峨谷里めぐりハイキングについては、職員を動員し、管理面などいろんな面で協力をしているとの答弁がありました。

以上、報告いたします。議員各位のご賛同、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第30号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号と議案第32号を2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 市道路線の廃止について と、議案第32号 市道路線の変更について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議案第29号 第2次橋本市長期総合計画基本構想について

○議長（岡 弘悟君）日程第23 議案第29号 第2次橋本市長期総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総合計画調査特別委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）去る2月22日の本会議において、本委員会に付託された議案第29号 第2次橋本市長期総合計画基本構想についてを審査するため、3月1日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第29号は、2008年に策定された第1次橋本市長期総合計画が2017年度末をもって計画期間の満了を迎えるにあたり、2018年度からの10年を計画期間とする第2次橋本市長期総合計画を策定するものである。

本計画は、人口減少、少子高齢化が急速に進み、さまざまな課題が生じている中、持続可能なまちづくりを進めていくため、進むべき方向性を市民と共有し、総合的かつ計画的に行政運営を行うよう、めざすまちの姿とその実現に必要な政策、施策などをまとめたものである。

本計画の最上位に位置づけられる基本構想においては、まちづくりの基本的な考え方となる5項目の基本理念とめざすべきまちの将来像を、「人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本」と定めており、将来像の実現のための3項目の基本目標、目標を達成するための9項目の施策、そして、施策を展開していく上での3項目の行政推進の基本方針を定めている。また、2027年の目標人口を6万人とするとともに、めざすべき都市の将来の姿を都市構造により示している。

委員から、都市構造の交通軸に関する記載において、京奈和自動車道を高速道路と位置づけているが、正しくは自動車専用道路ではないかとのただしがあり、高速道路は一般的に高速自動車国道と自動車専用道路の両方が含まれていることから、表記上の問題はなないと考えるとの答弁がありました。

以上、報告といたします。議員各位のご賛同、よろしく願いをいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 第2次橋本市長期総合計画基本構想についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって総合計画調査特別委員会の調査を終了いたします。